

国の出先機関改革についての意見

政府においては、平成 22 年 12 月 28 日に『アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～』を閣議決定し、また、昨年 12 月 26 日に開催された地域主権戦略会議においては、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に関し、広域的実施体制の枠組みについて「既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成 24 年の通常国会に特例法案を提出することを目指す」等の方向性が示されている。

本会では、これまで、真の分権型社会の実現のため、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づく国・都道府県・市町村の役割分担の明確化と事務事業の再配分とともに、国と地方の二重行政の解消のための出先機関改革及び出先機関改革における広域的災害対策等に係る十分な検討を求めてきたところである。

しかしながら、出先機関改革の事務・権限のブロック単位での移譲について、基礎自治体である都市自治体への具体的な説明や協議等がこの間十分に行われていない状況にある。

現在進められている新たな広域的実施体制の制度設計においては、東日本大震災等の教訓を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における対応や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な危機管理体制のあり方等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論が必要である。

また、都道府県をまたがる広域的な組織体制のあり方や必要な財源の確保、ブロック内での利害調整や予算配分と基礎自治体の関わり方等、広域的実施体制の運営に係る具体的な重要事項についても明らかではない。

については、出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安心・安全に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応を求めるものである。

平成 24 年 3 月 26 日

全 国 市 長 会